

議案第 1 1 号

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 大阪府国民健康保険運営方針の策定に伴い、府内統一基準が定められたため、所要の改正を行う。また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

交野市国民健康保険条例（昭和５５年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第２９条、第２９条の２に規定する医療及び」を削り、「第１条第３号」を「第１条の２第３号」に、「病院又は診療所に入所しないで受ける精神障害の医療」を「精神通院医療」に改め、同条第３項中「（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２９条、第２９条の２に規定する医療を除く。）」を削る。

第１２条の２に次の１項を加える。

２ 前項の場合において、同項の賦課額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第１２条の３の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）を除く被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第１号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号ロ中「第２２条」を「第７条」に改め、「府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号へ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第２号ロ中「第２２条」を「第７条」に改め、同号ハ中「（二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７０条第１項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号ニ中「法附則第９条第１項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第１３条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を

削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の8.47」を「法第82条の3第1項及び第3項の規定により府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」に改め、同項第2号中「一般被保険者1人につき30,331円」を「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改め、同項第3号イ中「1世帯につき29,692円」を「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に改め、同号ロ及びハ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条の2から第16条の4までを次のように改める。

第16条の2から第16条の4まで 削除

第16条の5中「又は第16条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条の6、第19条及び第23条第1項において同じ。）」を削る。

第16条の5の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第16条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条の5の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の2.57」を「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」に改め、同項第2号中「一般被保険者1人につき9,314円」を「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改め、同項第3号イ中「1世帯につき9,195円」を「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に改める。

第16条の5の6から第16条の5の8までを次のように改める。

第16条の5の6から第16条の5の8まで 削除

第16条の5の9中「又は第16条の5の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条第1項において同じ。）」を削る。

第16条の6第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の7に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.47」を「市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」に改め、同項第2号中「介護納付金賦課被保険者1人につき17,520円」を「市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改める。

第16条の11を削る。

第19条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」、「第16条の2」及び「若しくは第16条の5の6」を削り、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となつた場合」を加え、「若しくは第16条の4」を削り、同条第2項中「第16条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第16条の5の6」及び「若しくは第

16条の4」を削る。

第23条第1項中「又は第16条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の5の6」を削り、同条第4項中「又は第16条の2」を削る。

第23条の4第1項中「又は第16条の4」を削り、同条第3項中「又は第16条の4」、「又は第16条の5の8」及び「、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第16条の4」を削り、同条第6項中「又は第16条の4」、「又は第16条の5の8」及び「、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と」を削る。

第23条の5第1項中「又は第16条の2」を削り、同条第3項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の5の6」を削り、同条第4項中「又は第16条の2」を削り、同条第5項中「又は第16条の2」を削り、同条第7項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の5の6」を削り、同条第8項中「又は第16条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の交野市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

